

令和3年1月20日

保護者・利用者各位

特定非営利活動法人わくわくの会
理事長 喜納 信弘

有限会社サポートセンターわくわく
代表取締役 喜納 信弘

新型コロナウイルス対策について（その9）

拝啓

保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、沖縄県は、年明け以降、県内全域で急速に感染者が増加していることから、県の警戒レベルを第4段階に引き上げるとともに、沖縄県緊急事態宣言（1月20日～2月7日）を発出しています。

当法人の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、10月28日付版を改訂しましたので、お知らせいたします。

つきましては、利用者の方の健康を守り、他者への感染を防ぐため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の状況によって、対応策を変更する場合がございます。その際には再度お知らせいたします。

赤字が変更箇所となっております。ご確認をお願い致します。

敬具

記

1. 利用者の方の受け入れ、職員の出勤に伴う判断

①以下の症状が1つでもある場合には、利用者の方については自宅で静養をお願いします。

職員については**症状が治まるまで**自宅待機といたします。

- ・37.5℃以上の発熱（解熱後、24時間経過するまで）
- ・咳がある
- ・のどが痛い
- ・鼻水がある
- ・だるい
- ・においや味がしない（味覚・嗅覚異常）
- ・吐き気がある
- ・息苦しい

上記の症状が4日以上続く場合には、「沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンター」へ相談するようお願いいたします。

②ご家庭での取り組みのお願い

- ・利用者の方だけでなく、ご家族の方も1日1回体温測定と体調管理（熱・咳・倦怠感・息苦しさなど）をお願い致します。
- ・ご家族の方に発熱（風邪症状）がある場合についても、症状が治まるまでは念のためサービスのご利用を控えていただきますようお願いいたします。
- ・又、食事の前後、外出から帰宅した場合などの手洗いの周知と室内の換気の協力をお願いいたします。

・1月19日に発出された沖縄県緊急事態宣言において、国及び都道府県独自の緊急事態宣言が発出されている地域及び県内離島への不要不急の往来について、自粛が要請されております。そのため、利用者の方や職員、またそのご家族の方についても該当地域への不要不急の往来については、自粛していただきますようお願いいたします。(1月18日時点での該当地域：東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県・栃木県・茨城県、三重県、長崎県(長崎市のみ)、熊本県、宮崎県)

ただし、出張等で該当地域へ行かれた場合でも、10月28日付のお知らせと同様に、通常通り利用可能といたします。なお、県をまたぐ移動の際には、前後一週間の体温をチェックするなどの十分な健康観察と感染予防対策の徹底をお願いいたします。

ただし、海外へのお出張や旅行については、以前と同様に体調観察のため、2週間事業所のサービス利用を控えてください。

また、利用者の方やご家族の方が、県外・海外から出張で帰国（帰沖）した場合には、事業所へ渡航地域及び渡航期間の連絡をお願いいたします。

尚、体調の変化（4日以上続く37.5℃以上の発熱、倦怠感、呼吸困難等）があった場合は、下記へご相談下さい。

「沖縄県新型コロナウイルス感染症コールセンター」
連絡先：098-866-2129（24時間対応）

2. 要観察者・濃厚接触者と判断された場合の対応

利用者の方、職員及びご家族の方が「要観察者・濃厚接触者」と保健所等の行政に判断された場合

- ① 利用者の方については、2週間のお休みをお願いいたします。
- ② 職員については、2週間の自宅待機を命じます。
- ③ 事業所については、職員や利用者の方に要観察者・濃厚接触者が出た場合、保健所等の指導を受けた上で事業所内の消毒を行い、感染拡大を防ぐため閉所いたします。

ただし、開所時期については、保健所等の行政の判断に従うこととします。

3. 感染した場合の対応

利用者の方、職員及びご家族の方が感染してしまった場合には、保健所等の行政の判断に従うこととし、上記2と同様の対応を行います。

4. 職員が新型コロナウイルス感染防止対策により欠勤した場合の対応

職員が新型コロナウイルス感染防止対策により欠勤した際に、職員配置が適切にできない場合に限って、利用者の受け入れを制限・調整させていただく場合もございます。ご了承下さい。